

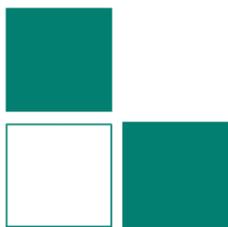


パートナーシップ。
ファミリーシップ。



制度の
手引き

partnership
familyship



足立区



令和6年10月1日

目次

- 1 足立区パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは・・・・・・・・・・P1
- 2 宣誓から受領証明書等交付までの流れ・・・・・・・・・・P2
- 3 宣誓できる方・・・・・・・・・・P3
- 4 宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・P4
- 5 受領証明書等の再交付・返還等について・・・・・・・・・・P5
- 6 Q&A・・・・・・・・・・P7

1 足立区パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

足立区では、足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成するための施策の一つとして、「足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和3年4月1日より「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始いたしました。

この制度は、戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして協力しあい、生活を共にすると約束した二人が、自由な意思により「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」した届出を区が受領し、受領証明書および受領証明カードを交付する制度です。

また、宣誓者に子どもしくは親がいらっしゃる場合、ファミリーとして併せて宣誓することができます。

この受領証明書等は、提示等により法律上の権利・義務を付与する効果を生じさせるものではありませんが、この制度を通して、区民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる区を目指してまいります。

【お問合せ先】

足立区 地域のちから推進部 多様性社会推進課

住所：足立区梅田七丁目33番1号 エル・ソフィア内 2階

電話：03-3880-5222 FAX：03-3880-0133

Eメール：danjo@city.adachi.tokyo.jp

2 宣誓から宣誓書受領証明書等交付までの流れ

1 要件・届出書類の確認

- 対象者の要件と届出に必要な書類をご確認ください（3・4ページを参照）。

2 電話またはメールフォームで宣誓日の予約・日程を調整

- 宣誓者から宣誓手続きの事前予約を行ってください。

【予約先】① 足立区多様性社会推進課 電話：03-3880-5222

（平日午前9時から午後5時まで受付）

② メールフォーム <https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/pa-tona-shippuseido.html>

- 担当課から日程調整のご連絡をいたします。

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の提出

- 予約の日時に、申請者お二人そろってご来所ください。その際は、必要書類をご持参ください（必要書類はP4を参照）。

- **郵送**で受領証明書及び受領証明カードの交付をご希望の場合は、**切手490円分**（定型外代金140円＋簡易書留代金350円）を必要書類と併せてご持参ください。

【来所場所】 足立区多様性社会推進課

足立区梅田七丁目33番1号 エル・ソフィア内 2階

4 内容確認・審査（最長で1週間程度、お時間がかかります）

- 提出書類について、対象となる要件が満たされているか確認します。

5 受領証明書および受領証明カードの交付

- パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の対象となる要件が満たされている場合、「受領のご案内」を郵送いたします。

- 受領証明書（お二人に1部）、受領証明カード（お二人にそれぞれ1部ずつ）を交付いたします。

窓口での交付

- ご本人様確認が必要なため、宣誓者（どちらかお一人でも可）が区から郵送した「受領のご案内」をご持参のうえ、受取期間内に下記までお越しください。宣誓者が来所できない場合は、委任状による対応も可能です（ご相談ください）。

【受取場所】 以下からご選択ください。

① 足立区戸籍住民課 足立区役所南館1階
（足立区中央本町一丁目17番1号）

② 足立区多様性社会推進課 エル・ソフィア2階
（足立区梅田七丁目33番1号）

郵送での交付

- 郵送での交付を希望された方には、「受領のご案内」と併せて受領証明書と受領証明カードをお送りいたします。

3 宣誓できる方

足立区でパートナーシップ・ファミリーシップを宣誓する場合、お二人とも以下の項目を全て満たしている必要があります。

対象要件

パートナーシップの関係のお二人であること。

※ パートナーシップとは…互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している、一方又は双方が性的マイノリティ（「出生時に割り当てられた性」と性自認が一致し、かつ性的指向は異性、というパターンに当てはまらない方々）であるお二人の関係。

宣誓要件

- 1 成人に達していること。
※ 民法改正により、令和4（2022）年4月1日からは18歳以上
- 2 足立区民であること。
※一方もしくは双方とも区内への転入を予定している場合も含む。
- 3 法律上の婚姻関係にないこと（配偶者がいないこと）。
- 4 宣誓するパートナー以外とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと。
- 5 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓の取り消しを申し出ていること。
- 6 2人が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと
（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く）。

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓するには、宣誓書のほかに、次に掲げる3点の書類の提出が必要です。

必 要 書 類

1 住民票の写し

- 3ヶ月以内に発行されたもの
- 1人1通をご持参ください（同一世帯の場合は、2人1通で可）。
- 本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。
- 足立区へ転入を予定している方は、足立区に転入した後にご持参ください。

2 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

- 3ヶ月以内に発行されたもの
- 1人1通ずつお持ちください（同じ戸籍の場合は、2人1通で可）。
- 子又は親がいる場合は、子又は親も含めた写しを指定してください。
詳しくは本籍地の自治体にお問い合わせください。

3 本人確認書類

1つ提示（顔写真付き）	2つ提示（顔写真なし）
• 個人番号カード（マイナンバーカード）	• 健康保険証
• 運転免許証	• 年金手帳
• パスポート	• その他、官公署が発行したもの
• その他官公署が発行したもの	

■ 宣誓する一方又は双方が外国籍の方の場合

上記2に代わるものとして、以下の2つの書類が必要です。

- 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書
- 証明書に係る日本語の翻訳文
詳しくは、自国の在日本大使館にお問い合わせください。

5 受領証明書等の再交付・返還等について

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書・証明カードの再交付・返還を申請する場合には、以下の手続きが必要です。

再交付または返還の申請をする場合は、事前に電話・メールにてご予約ください。

1 受領証明書・証明カードの紛失

- (1) 宣誓を行った日から3ヶ月以内の場合は、以下の書類を提出してください。
- ・ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書」
- (2) 宣誓を行った日から3ヶ月以降の場合は、以下の書類を提出してください。
- ・ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書」
 - ・ 住民票の写し
 - ・ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の写し（外国籍の方は、P4を参照）
 - ・ 本人確認書類

2 受領証明書・証明カードの毀損・汚損

- ・ 毀損・汚損した受領証明書・証明カードをご持参ください。

3 宣誓書の宣誓内容・記載事項に変更があった場合

- (1) 宣誓書の宣誓内容に変更があった場合は、以下の書類を提出してください。
- ① 宣誓書から子又は親の氏名を削除したい場合。
 - ② 宣誓書に記載された子又は親のいずれかが死亡したとき。
 - ③ 宣誓者の一方が死亡したとき。
- ※ ただし、子又は親の氏名を宣誓書に記載している場合で、かつ死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親の同意により、ファミリーシップを継続する場合に限る。
- ・ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書」
- (2) 宣誓書の記載事項に変更があった場合は、以下の書類を提出してください。
- ① 宣誓者に氏名の変更があった場合・通称名の記載を希望する場合
- ・ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書」
 - ・ 「氏名の変更があった者」の戸籍抄本

- ② 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき
- ・ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書」
 - ・ 「転入または転居をした者」の住民票の写し

4 受領証明書および証明カードの返還

下記(1)～(3)に該当する場合は、以下の書類と併せて受領証明書および証明カードを返還してください。

- (1) 宣誓要件を満たさなくなったとき(P3を参照)
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- ※ 死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親の同意により、ファミリーシップを継続する場合は返還の必要はありません。P5の3(1)③の手続きを行ってください。
- (3) 宣誓者が提出した宣誓書の取下げを希望した場合
- ・ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届」

5 子による氏名削除の申立書

宣誓書に記載された子又は親が、15歳に達した日以後に、受領証明書および証明カードから自身の氏名を削除したい場合、以下の書類を提出してください。

- ・ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書」

6 Q&A

Q1. パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻制度はどう違うのですか。

A1. 婚姻は法律に基づき行われるものであり、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、足立区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、区が独自に要綱により実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. パートナーシップの届出をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか。

A2. パートナーシップの届出をした場合も、戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q3. パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は費用がかかりますか。

A3. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、必要添付書類である住民票の写しや戸籍抄本の交付手数料は自己負担となります。また、受領証明書・受領証明カードを郵送で受け取りたい場合は郵送料相当の切手をご用意いただきます（P 2参照）。

Q4. 足立区に住んでいなくてもパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができますか。

A4. 宣誓時に足立区に住んでいなくても、3ヶ月以内に足立区内に転入予定であれば、宣誓は可能です。ただし、足立区に転入後、記載事項変更届の提出が必要となります。

Q5. 同居していないと宣誓することができませんか。

A5. 双方が足立区内に居住、もしくは足立区内に転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q6. パートナーシップの宣誓は同性の二人しかできないのですか。

A6. パートナーシップの関係のお二人（P 3参照）であれば宣誓をすることができます。

Q7. 受領証明書および受領証明カードはその場でもらえますか。

A7. 宣誓要件を満たしていること、必要書類がそろっていること等を審査するため、即日の交付はできません。最長で1週間程度お時間をいただいております。

Q8. 必要書類を郵送して、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をし、受領証明書と受領証明カードを交付してもらうことは可能ですか。また、代理人が手続きすることはできますか。

A8. パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓については、添付書類とともに、ご本人確認が必要なため、郵送での手続き、また代理人による手続きは行っておりません。
一方、宣誓後の受領証明書と受領証明カードについては、郵送での交付も可能です（P2参照）。
また、交付後の宣誓書受領証明書等の再交付や返還の手続きの際については、事前予約の上、担当の窓口までお越しください（P5参照）。

Q9. 足立区外に引っ越すときは、どのようにすればよいですか。

A9. 返還届を提出するとともに、受領証明書および受領証明カードを返却してください。

Q10. パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときはどうすればいいですか。

A10. 返還届を提出するとともに、受領証明書および受領証明カードを返却してください。

Q11. 受領証明書および受領証明カードはどこで受け取ることができますか。

A11. 交付は原則、多様性社会推進課（足立区梅田 7-33-1 Lソフィア2階）で行います。
ただし、足立区役所本庁舎南館1階の戸籍住民課での交付も希望により可能です。

Q12. 受領証明書や受領証明カードはどこで利用できますか。

A12. 区の制度では、区営住宅の入居申込の際に、事実上親族と同様に在るものとして利用することができます。その他、病院での事務手続きや携帯電話会社の家族割サービスなど、民間でのサービス利用時に考慮されるケースが考えられます。

Q13. 通称を使用することができますか。

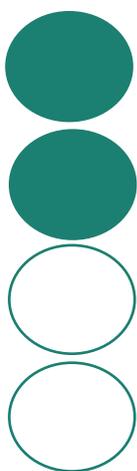
A13. 受領証明書および受領証明カードは通称のみでの表記が可能です。宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届、返還届については、戸籍上の氏名と併記で記載していただくこととなります。

Q14. 土日など、休みの日に宣誓をすることはできますか。

A14. 申し訳ございません。宣誓の受付は月～金曜日の午前9時から午後5時までとなります。なお戸籍住民課窓口にて、受領証明書及び受領証明カードの交付をご希望の方は、毎月第4日曜日の休日開庁で受け取り可能です。休日開庁の予定は、区ホームページでお確かめのうえ、お越しく下さい。

Q15. 事実婚の場合でも宣誓できますか。

A15. この制度は、性自認や性的指向が多様であることへの理解を進めるためものでもあり、一方または双方が性的少数者の方が対象となります。



足立区

発行年月：令和4年5月

発行：足立区

編集：地域のちから推進部
多様性社会推進課

